

## 第2章 ここから始めよう

(対象は基本的に未就学児と小学校低学年)

### 自信と他人の尊重

学齢期前から小学校低学年を対象とする場合、人権のために教えることのねらいは、自信と社会的な寛容の気持ちを育てることです。人権という概念の存在を根底から支えるものが、この二つの気持ちだからです。このため教師の「教え方の人格」は、決定的な意味を持っています。人権教育に限らず、何がテーマであっても、子どもを支えるアプローチは、授業や活動を意味のあるものにできるでしょう。

未就学児から小学校低学年の時期に、子どもたちは自分の気持や考えを表現すること、他人と理解し合うこと、自分以外の人を大事にすることを身につけ始めます。

物語には、はかりしれない価値があります。すぐれた物語の中の愛されている登場人物に自分を重ねることができれば、物語の教えや教訓を学び、あざやかに覚えていることができます。すぐれた物語は、子どもの本の評論などを利用して探すこともできますし、お母さん、お父さん、おばあさん、おじいさんなどの協力を得るのもいいですし、教師自身の想像力を利用するのもいいでしょう。

学級文庫も役に立つでしょう。学級文庫の本は、おもしろいかどうか、登場人物が、女性の場合も男性の場合も、異文化を受容でき、主体的で従来の固定観念に縛られていないかどうかを気をつけて選んで下さい。クラスで読み聞かせをしたり、絵本を見せたりするときは、本の中のそうしたよい点を指摘することも大事です。

料理、木工、植物を植える、刺しゅうなどの活動も効果的です。想像力を利用してゲームとして行ってもよいでしょう。男女が一緒にできるのが理想的です。進め方について子ども同志でもめる場合には、ある程度の決まりを申し合わせて状況を平等化し、差別的な行為は改めるようにする必要が出てくるかもしれません。こうした決まりは、日常的に行われるうちに不要になるでしょう。差別のないクラスづくりは、教室内の配置を利用して行うこともできます。席に着かせたり、整列させたりするのは最もよく行われていますが、例えば性別や身長など目に見える違いを必要以上に印象づけるような基準によって子どもたちをグループに分けることは避けることが重要です。子どもたちの間の友情と、さまざまな違いの存在は当たり前で自然なことであるという意識を育てるよう努力して下さい。

以下の授業案は、子どもたちの間の似ている点と異なる点を示すようにできています。

## 特 徴

子どもたちは輪になって座ります。輪の中に一人が入って、例えば「ベルトをしている人」など自分たちの特徴を何かひとつあげます。ベルトをしている子は全員、誰かベルトをしている他の子と席を変わらなくてはなりません。輪の中に立っていた子も、空いた座席に座ります。席が見つからなかった子が次のオニになって、新しい特徴を考えます。短い時間で、自分たちがいろいろな形で同じだったり、違っていたりすることが実感できます。最後に、例えば「しあわせな人」「親切な人」など難しいものを取り上げるとおもしろいでしょう。一目でわかる特徴ではないので、まず考えなくてはならず、自然に話し合いに移ることができます。普通はどういう人が「しあわせ」「親切」だと考えられているか、まず教師から話してもよいでしょう。

子どもたちの対立の問題について、一貫した対処の仕方ができるようにしておくことも必要でしょう。対立の問題はよく生じるものですが、どう対処するかについては一定のガイドラインがあるものです。こうした原則は、ある程度の期間、クラスの中で自覚的に利用されていけば、習性となり、人生にとって非常に大切な技能が身につくことになるのです。

教師は、対立の問題について、それが意見の対立であっても、争いごとであっても、いつでも子どもと話し合える姿勢でいなくてはなりません。どんな問題でも解決する方法はあるはずだ、ということ強調して下さい。解決策を探そうとする前に、まず問題自体を考えることから始めるとよいでしょう。次の問題解決のため系統だった方法を参考にして下さい。

1. 問題に気づき、確認すること。けんかや言い争いを中断させて、当事者の子どもたちに今までの行為について一緒に話し合うように頼む。
2. 起きたことの説明をしてもらうこと。何が起きたか、当事者や脇で見ていた子どもたちに尋ねる。一人ずつ邪魔されずに最後まで言いたいことを言う機会を与える。子どもの肩に手をまわしたり、抱きしめるといった、子どもが発言しやすくなるような態度は、怒りや罪悪感を静めるためにもよい。ただし誰かの肩を持つような態度はとらないことが不可欠である。
3. ひとつだけでなくいろいろな解決策を考えること。当事者の子どもたちに、どうしたら解決できるか聞いてみる。子どもたちが何も思いつかない場合には、教師からいくつか提案してみてもよい。
4. それぞれの解決策について、なぜ、どこが、どういいのかを考えること。公平な解決策がいくつか存在する場合がよくある点を指摘する。それぞれの解決策について物理的、感情的にどんな影響が生じるか、これまでに似たようなことを体験してこなかったか、よく考えるよう促す。
5. どうしたらいいかを選ぶ。解決策をひとつ選んで、誰がどうしたらいいかについて合意する。
6. 合意にしたがって行動する。

差別的な言動があった場合、解決策を求めるのはもっと難しいこととなります。傷ついた子どもの側にも、傷つけた子どもの側にも、差別についての明確な理解はないからです。こうした場合、教師がどうふるまうかは非常に重要です。教師がまず、問題の言葉や行為を強く批判し、差別的な言動は絶対に認めないことをはっきりさせた方がよいでしょう。攻撃を受けた子どもに対しては、その子が怒り、恐れ、混乱など、どのような反応を示していても、それには一切かわりなく、その子の立場に立つことを明確にし、差別的な言動をした子どもに対しては、厳しく、しかしその子ども自身を否定しない姿勢で臨む必要があるでしょう。標的になった子どもに対しては、その子の外見、言語、肌の色などに対する他の子の否定的な言動は、差別によるものすぎないことを気づかせてあげてください。起きたできごとは、親たち、教職員、地域の人たちとも話し合うようにしてください。

以上の手法は、学校教育のどの段階でも、また地域で問題が生じた場合にも利用できます。差別的な言動であれば、どんなものにもでも応用できるでしょう。クラスの中に二つ以上の異文化、異民族が存在する場合には、できるだけ多くの機会をとらえて、その点に子どもたちが目を向け、理解し、違いの存在をよかったと捉えられるようにしてください。子どもたちの中には、たいていの場合、非常に幼いうちからすでに人種差別、男女差別的な発想が存在してしまっていることを忘れてはなりません。その意味では、この手法は、むしろ手当てのようなものと言えるでしょう。

障害のある子に対してクラスの子がすすんで手を貸せるような雰囲気づくりも心がけてください。次の授業案は子どもたちが自分自身を表現できるようになるための活動の例です。

## 1. 私はどんな人間でしょう？

### (a) 「私は誰でしょう」の本

表紙に自画像をつけて、自分自身についての本を作る。写真、作文、詩など何を利用してよい。書く力の発達に合わせて、誕生日など自分についての細かい点や、自分に対する疑問、疑問に対する答えなどを書き込んでゆく。紙不足の問題などがある場合は、一人1冊でなく、一人に1～2ページずつにして、クラス全体で1冊の本を作るとよい。

### (b) 話すときは輪になって

みんなで輪になって座る。教師も、参観者など外部の人がいる場合には、その人も一緒に座る。教師は次のような文を示す。

私は、自分の○○というところがいちばん気に入っています。

私は、○○になりたいです。

私が好きな遊びは、○○です。

私の名前は、○○という意味だと思います。

私は、○○のことがもっと知りたい。

私は、○○のときに、うれしくなります。

私は、○○のときに、悲しくなります。

私は、もっと○○になりたいと思います。

私は、いつか、○○が△△になるといいと思います。

それぞれの文について、順番に一人ずつ答える。特定の人がたくさん時間を取り過ぎないように、また「聴く」ことがとても大事なので、発言にできるだけじやまが入らないよう気をつける。順番が回ってきても、発言したくない子は、「パス」して次の人に回してよい。全員に順番が一通り回るまで座ったまま聴いていること。答えは、「私は誰でしょう」の本にも書くようにするとよい。

### (c) 一生を線で表わすと

一人ずつ1本のひもを長く伸ばす。ひもは、その子の人生を表わす。子どもたちは、これまでに自分に起きた大事なできごとを絵や作文に書いて、このひもに下げる。順番は、起きた順、自分にとって大事な順など、その子が自由に決めてよい。これから起きることを考えるのもおもしろい。

### (d) 「私」で壁を飾ろう

子どもの形を大きな紙に一人ずつ線で描く（紙を床に広げ、その上に寝てもらって形をとるのがいちばんよい）。子どもたちは髪や服など自分の特徴を絵の具やクレヨ

ンで描き、自分の名前、身長・体重、学校でいちばん好きなことなどを札に書いて絵に付ける。できた絵は壁に張り、自分のことや他の人のことがお互いによくわかるようにする。

(e) 私はどうやっているいろいろなことがわかるの？

次の文について輪になって考えるように、またはロールプレイを行う。

私にとって、耳が聞こえると〇〇の役に立ちます。

私にとって、目が見えると〇〇の役に立ちます。

私にとって、鼻でにおいをかぐと〇〇の役に立ちます。

私にとって、手でさわると〇〇の役に立ちます。

私にとって、舌で味をみると〇〇の役に立ちます。

必要に応じて、クラスの障害児の障害の内容や程度に合わせて、文を換える（例「目が（全然？ 少し？）見えなくても、私はやっぱり私で、〇〇ができます」など）。もっとよくにおいでわかったり、さわってわかったりできるようになるには、どんなものがあればいいか、一人ひとりに発明してもらおう。発明したものは、作文や絵、脚本などで説明してもらおう。

(f) 願いごとの井戸

子どもたちは円形に並ぶ。この輪は願いごとのかなう井戸で、子どもたちは井戸の壁だということにする。一人ずつ順番に次のような願いごとを唱えてゆく（少人数のグループや2人1組で行ってもよい）。

もし何でも好きな動物になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな鳥になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな虫になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな花になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな木になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな家具になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな楽器になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな建物になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな車になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな道になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし、どれでも好きな州になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし、どれでも好きな外国になれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな遊びになれるなら、私は〇〇になります。それは△△だからです。

もし何でも好きなレコードになれるなら、私は〇〇になります。それは△△だから

です。

もし何でも好きなTV番組になれるなら、私は○○になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな映画になれるとしたら、私は○○になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな食べものになれるとしたら、私は○○になります。それは△△だからです。

もし何でも好きな色になれるとしたら、私は○○になります。それは△△だからです。

## 2. 私はどのようにみんなと一緒に生きているでしょう？

### (a) 私の家族は人形たち

各自が人形の家族を考えて作り、そのうちの一人は自分ということにする。人形はボール紙を形に切って色をつけ、棒をつけたものや、紙粘土のものなど簡単なものでよい。それぞれの名前や家族関係も決める。決まったら、一人ずつ自分の人形を使って結婚式などの儀式や何かのお祭りをしているところを他の子どもたちに見せる。近所の人の人形を加えてもよい。その場合、近所の人と仲よくなれるように、自分たちが実生活でよく行うことをしている所を劇にする。範囲を段々に広げ、世界のどこから来た人でも仲間入りできるようにしていく。

### (b) 心の中のお友だち

子どもたちに座ったまま、または横になって目を閉じて静かにしてもらおう。「息を深く吸って下さい…今度はゆっくりはいて下さい」。これを3回繰り返す。「目を閉じたまま、どこか特別な場所、いちばん好きな場所のことを考えて下さい。世界のどこでも（宇宙のどこかでも）いいです。自分がその場所を歩いているところを考えて下さい。その場所で起きているいろんなことが感じられたり、見えたり、聞こえたりしますね。そのまま歩いていくと、一軒の家が立っているのが見えます。家に入っていくと、特別な部屋があります。部屋の向こう側の壁には、戸がひとつあります。この戸は、開けるときに下からだんだん上がっていく戸です。戸の向こうでは、あなたの、まだ会ったことのない特別の友だちが待っています。さあ、戸が段々上がってゆきます。最初につまさきが見え、最後には顔が見えるようになります。この友だちは年上かも知れないし、年下かも知れません。人間でなくともかまいません。あなたが会いたいと思うものにして下さい。この友だちは、いつでもここで待っていてくれるので、誰か話相手が欲しいとき、誰かに一緒にいて欲しいとき、会いたくなったら、いつでもこうして会いに来ればいいですよ。さあ、戸が閉まります。うちを出て、もとの道を歩いて、また教室に戻りましょう」。輪になって、または少人数のグループか二人一組で、どんなことを想像したか話し合う。

### (c) 手紙を書いて友だちになろう

他の学校のクラスと定期的に手紙を交換する。外国のクラスということも考えられる。まず最初に自分たちが書いた詩や、クラスからクラスへの贈り物を送ったりすることから始めよう。距離が近ければ、手紙のやりとりから、日帰りで相手クラスを訪問し、異なる地域の子どもたちと出会う機会に発展することもある。相手の学校に聞いてみよう（手紙でもよいし、訪問の際に質問するのもよい）。全校の生徒数は何人か。遊ぶときは何をしているか。おとうさんやおかあさんは何をしているか。自分たちと、どこが似ているか。どこが違っているか。

### (d) 仲間

上の学年のクラスと協力して、一人ずつ年上の仲間をつくるようにする。問題が起きたら、仲間に相談しに行きやすいように、仲間と一緒に何かに参加できる機会をつくる。仲間も年下の者に関心が持てるよう、遊びを教えたり、何かを手伝ったりする機会をつくる。

### (e) 続・話すときは輪になって

次の文を回す。

私が、友だちっていいな、と思うのは、〇〇のときです。

他の人たちと力を合わせたり、助けたりするのは大切なことです。それは〇〇だからです。

もし、私が、世界中の人にひとつだけ何か教えてあげられるとしたら、〇〇にします。

私が他の人どちがうところは、〇〇です。

私が他の人たちと同じなのは、〇〇というところですか。

### (f) 月の人たち

みんなで「月の人たち」の話をしよう。「月の人たち」はどんな「月の服」（「月のズボン」「月のサリー」など）を着て、どんな「月のペット」を飼っているかなど。子どもたちは、「月の人たち」と自分たちが似ている点を詳しく考え出すようになり、たいていの場合、大変楽しんでくれる。劇にしたり、工作にしたりと、より視覚的なもの、即興的なものにするさまざまな方法がある。「月の人たち」の後、「空の人たち」「海の人たち」「森の人たち」「地下の人たち」などを考え、舞台を地球に移す。そのあとで、外国に住む人たちについて同じように考えてみよう。

### (g) 洗濯機

間を少し空けて2列になり、お互いに向き合う。列の端の子から、一人ずつ列の間を通る（「洗濯する」）。みんなは順番に、その子に対して、ほめたいところ、好きなところ、励ましたいところなどを伝える。文化的に不適當とされていない場合は、言葉で伝えるだけでなく、背中をぼんとたたいたり、握手をしたりするとよい。「洗

濯」がすんで出てくるのは、生き生きとうれしさを輝かばかりの子どもである。列の反対の端まで行った子どもは、そこに並び、次の子が列の間を通る（一度に全員の「洗濯」を済ませてしまうより、毎日一～二人ずつ「洗濯」するほうが楽しい）。

クラスの雰囲気はどれほど重要か、参加や協力がどれほど必要かは、とても言いつくせません。クラスの雰囲気づくりには、子どもたち自身の提案や意見がとても役に立ちます。子どもたちから助けを得ることをいとわず、必要に応じて活動のやり方にも変更を加えて下さい。

## 信 頼

次の活動は、年齢にかかわらず利用できるものです。ほとんどの子にとって、他人にこれほど依存せざるを得ない状況は、これまで体験したことのないものでしょう。ここでの困難を乗り越えるためには、お互いに対する信頼やグループで力を合せようとする姿勢が必要なのです。

信頼は教師と子どもたちの人間関係から始まります。子どもたちに心を開いてもらうには、次のことが必要です。

子どもたちに教師も同じ人間であることをわかってもらうこと  
活動の進め方をそれぞれ丁寧に説明すること  
わからない言葉、考え方（概念）などを丁寧に説明すること  
情報をきちんと提供すること（授業だけでなく、子どもたちの生活にかかわること  
がらについても）

適切と思われる場合には、新聞やテレビ・ラジオのニュース、地域で問題になっていることなどを取り上げ、毎日数分ずつみんなで話し合うようにして下さい。人としてのあり方の諸問題を少し離れたところから、かたくならずに考えるいい機会になります。これだけでも、ひとつの教育と言えるでしょう。

## 目かくし散歩

クラス全員を二人一組にして下さい。片方の子が、もう片方の子に目かくしをします。目を開いたままの子は数分の間、「目が見えない」子を案内して回ります。この活動のねらいは、信頼の気持ちを培うことで、失わせることではないので、案内役の子がわざと意地悪をすることのないように十分注意して下さい。「案内役」は、「目が見えない」お友だちが、指や足でいろいろなものにさわったり、口で説明するのを聞くだけで進んだり、いっしょに遊んだり、できるだけいろいろな体験ができるように手を貸してあげなくてはなりません。

数分後、役割を交代して同じようにします。これまで目の見える「案内役」だった子が、今度は「目が見えない」役になり、「目が見えない」役で相手に頼っていた子が、相手を案内しなくてはなりません。



このあと今、体験したことについて話し合う時間をとって下さい。「目が見えない」ときにどんな気持ちでしたか、「案内役」として目の見えない相手に責任を持つのはどんな気持ちでしたかなどについても話し合ってください。

この活動は、視覚（ないし聴覚）に障害がある人の生活について、認識を深めるいい機会になるのはもちろんですが、それだけでなく、人間社会にとって信頼とは何かを考え直す機会にするとよいでしょう。そこから地球社会のあり方や、なぜ問題が起きてしまうのかなどについて考えを発展させていくこともできるでしょう。

## クラスの決まりをつくる

次の活動はクラスの雰囲気直接影响到大きな影響を与えるものなので、大きな意味を持つものと言えます。この授業は、教師がどれだけ真剣に、子どもたちにクラス運営にかかわってほしいと思っているか、どれだけ子どもたちを信頼しているかをはっきり示すものです。また、どんなきまりが望ましいか、クラスでどんなことができるか、どうすれば守れるか、みんなをまとめる要としての教師の役割とは何かといったことを、子どもたち自身が考えるということでもあります。

実際に行うには、さまざまな進め方が考えられます。ブレーストーミング（その後で話し合いながら詰めていく）、まず少人数のグループで話し合い、結果をクラス全体の場で報告し合い、話し合う方法、各自が文章などにまとめ、教師が集めてつき合わせ、後の話し合いに結びつけていく方法などがあるでしょう。

どの方法をとる場合でも、権利と責任という考え方に従って進めて下さい。まず子どもたちがどう考えているかをはっきりさせることが基本ですが、その後で、そうした権利が実際に守られるためには、どういうことが必要になるかを考えてもらうようにして下さい（例えば「教室の中では誰でも安心していられるように——ということ、他の人に痛いことをしたり、いじわるを言ったりしてはいけない」など）。

よい導入としては、まず子どもたちに、自分たちが「欲しいもの・したいこと」は何かを尋ねてみるという進め方があります（答はとても長いリストになるかも知れません）。このリストの中から、ほんとうに必要なだと思えるものを選び出してもらって下さい。前のリストより短くて意味のはっきりしたリストになるでしょう。この「必要なもの・必要なこと」のリストから、今度はこれは社会の一員として自分たちにとって「権利」があると思えるものを選んでもらって下さい。なぜ、そういうものを選んだのか聞いてみて下さい。こうした形で話し合うと、子どもたちが何が正しくて、何が間違っていると認識しているかが、大変はっきりと表われてくるでしょう。

基本的なルールのリストについて合意が得られたら、クラスの壁に張り出し、いつでも見られるようにして下さい。

問題になりそうなことが二つあります。ひとつは、教師か子どもたちの誰かがルール違反をした場合です。もうひとつは、他の教師や学校当局の決めた決まりとの間に矛盾が生じた場合です。ルール違反が出た場合には、もっと話し合うことが必要になります。うまくいかないのはなぜか、気をつけて見直しをしなくてはなりません。管

理によってではなく、合意によって秩序を保つことの方が、常により難しいものなのです。このような合意を得るためには、譲り合うことも、注意深く交渉することも必要です。クラスの中の約束と外の世界の決まりが食い違う場合は、子どもたちが中と外の違いをそのまま受け入れざるを得ないこともあるでしょう。また自分たちの考えたルールを学校にも取り入れてもらえるように努力することも考えられるでしょう。

## 自分にとっての人権と責任について

クラスで守る約束ごとができたなら、今度は同じようなことをもう少しスケールを広げて考えてみましょう。

### (a) 地球社会のルールをつくろう

このクラスが地球社会のためのルールを作る仕事を任された、という想定で考えてもらって下さい（第1章参照）。ただし、この仕事を終えて、みんなの一員となって生活を始めるときに、どういう人間になっているか——男性になるか女性になるか、豊かか貧しいか、若者か老人か、なんらかの形で障害があるか、どの人種や民族の一員であるか、どんな文化や宗教に属しているか、そうしたことはまったくわからないという点を忘れないで下さい。

先に述べたように、これはクラス全体でも、少人数のグループでも、まず各自で考えてから結果を持ち寄るようにしてもかまいません。「欲しいもの・したいこと」から「必要なもの・こと」へ、そこから「権利と責任」への流れは、人間として守らなくてはならない最小限の基準は何かを考えるのに役立つでしょう。

### (b) 世界人権宣言

「地球社会のルールを作ろう」で得られた結果を、1948年に国際連合が採択した「世界人権宣言」の内容と比較してみるとよいでしょう。前の世代の人々がどういう結論を出したか、子どもでもわかるように、これから自分たちでもこのように包括的で具体的なリストを作ってゆけるように、原典と簡素な言葉に直したもの<sup>(注)</sup>を並べてみましたので参考にして下さい。

(注) これは参考のためのものにすぎません。条文を正確に解釈するためには、原典にあたってください。これは1978年にマッサレンチ教授の指導のもと、ジュネーブ大学が「平和のための道具としての学校世界協会」(World Association for the School as an Instrument of Peace)のためにつくった訳文を部分的に参考にしてあります。訳文の作成の際に、このグループはスイスのフランス語圏で利用される基本語2,500語を使うようにしました。教師は、自分の地域で利用されることばに直す際に、この発想を参考にしてもよいでしょう。

## 簡素な文

### 第1条

子どもは生まれながらにしてみな自由です。子どもによって違う扱い方をしてはいけません。だれでも自分で考える力と良心があるので、おたがいにけんかにならないような行動をとらなくてはなりません。

### 第2条

どんな人でも、この宣言に書いてあることがきちんと認められることになっています。

男か女か

はだの色は何色か

どんな言葉を話しているか

どんなことを考えているか

どんな神さまを信じているか

お金持ちか貧乏か

どんな人たちの子どもとして生まれたか

どこの国から来たか

は、関係ありません。

それから、今すんでいる国が独立国かどうかとも関係ありません。

### 第3条

だれでも生きる権利があります。自由で安全に生きる権利を持っています

### 第4条

だれにも、あなたをどれいにする権利はありません。あなたも、だれかをどれいにしたりしてはいけません。

### 第5条

だれにも、あなたをごうもんする権利はありません。

## 世界人権宣言

### 第1条（自由平等）

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第3条（生存、自由、身体の安全）

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条（奴隷の禁止）

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条（非人道的な待遇又は刑罰の禁止）

何人も、拷問又は残虐な、非人道的

## 第6条

あなたがどんな場所においても、法律はいつでもあなたをみんなと同じように守ってくれることになっています。

## 第7条

法律は、どんな人に対しても同じ働きをします。人によってちがった働きをすることはありません。

## 第8条

国が認めるあなたの権利が、きちんと守られないことがあったら、法律に助けをもらうことができます。

## 第9条

法律いはんもしていないし、なんの理由もないのに、ろうやに入れられたり、国を追い出されたりされることはありません。

## 第10条

裁判にかけられるとしたら、みんながきちんと見ているところでなければおかしいです。裁判をする人は、ほかの人の言うことをきいてはいけません。

なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

## 第6条（法の下に人としての承認）

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条（法の下における平等）

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条（基本的権利の侵害に対する救済）

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条（逮捕、拘禁又は追放の制限）

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条（裁判所の公正な審理）

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公平な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

悪いことをしたと裁判で認められないうちは、悪いことをしていないとして扱われなければなりません。犯罪をおかしたと責められたときには、いつでも自分の言い分をきいてもらう権利があります。あなたがやってもいないことを、あなたのせいにしたたり、そのために罰を与えたりする権利は、だれにもありません。

## 第12条

もし、だれかが、あなたの評判を傷つけたり、かってに家に入ろうとしたり、あなたに來た手紙をかってにあけたり、まともな理由がないのにあなたや家の人たちのいやがることをしたりしたら、守ってもらう権利があります。

## 第13条

自分の国の中では好きなときに行ったり来たりする権利があります。自分の国からよその国に出かける権利もあります。自分の国に帰りたと思ったら、帰る権利もあります。

## 第14条

だれかがあなたにひどいことをしたら、よその国に出かけて行って、守って下さいと言う権利があります。

ただし、あなたが人殺しをしたときや、あなたがこの宣言を守らなかったときは、この権利はなくなってしまうます。

## 第11条（無罪の推定、罪刑法定主義）

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

## 第12条（私生活、名誉、信用の保護）

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条（移転と居住）

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2. すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条（迫害）

1. すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

あなたはひとつの国の国民として認められる権利があります。あなたがいまの国の国民をやめて別の国の国民になりたいと思ったときには、まともな理由がないととめることはできません。

#### 第16条

法律が大人と認める年齢になったら、結婚して自分の家族を持つ権利があります。はだの色は何色か、どこの国から来たか、どんな神さまを信じているかがしょうがいになったらおかしいです。結婚しても、男の人と女の人と同じ権利があります。離婚することになっても同じです。

結婚したくない人をむりやり結婚させてはいけません。あなたの国は、あなたやあなたの家族を守ってくれることになっています。

#### 第17条

あなたは、自分の物を持つ権利があります。なんの理由もないのに、あなたの物を取る権利は、だれにもありません。

#### 第18条

あなたは、自分がどんな宗教を信じているか言いたいときに言う権利、ほかの宗教にかえたり、やめたりする権利、自分一人でも、ほかの人といっしょでも、自分の宗教に従って行動する権利があります。

#### 第19条

あなたは、好きなことを考えたり、

#### 第15条（国 籍）

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条（婚姻と家庭）

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条（財 産）

1. すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条（思想、良心、宗教）

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。

この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条（意見、発表）

すべて人は、意見及び表現の自由に

言いたいことを言ったりする権利があります。だれかに禁止されたらおかしいです。

意見の交換もできなかつたらおかしいです。相手がよその国の人でも同じです。

#### 第20条

あなたは、乱ぼうなことをするために、集まりの計画を立てたり、ほかの人が考えた集まりに参加したりする権利があります。だれかをむりにグループに入れるのはいけないことです。

#### 第21条

あなたは、自分で政府に入ったり、自分と同じ考えの政治家を選んだりすることで、自分の国の政治に参加する権利があります。政府は、定期的に選挙で決めなければおかしいです。投票はひみつにできないとおかしいです。あなたの投票権は一人分で、ほかの人の投票権もみんな一人分でなければおかしいです。あなたも、ほかの人たちも、みんな同じように、おおよけの仕事につく権利があります。

#### 第22条

あなたの暮らしている社会は、あなたに対しても、社会のほかの人たちに対しても、男か女にかかわらず、自分の力をせいっぱい使って伸びていけるように、手伝ってくれなければいけません。

対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条（集会、結社）

1. すべて人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2. 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条（参政権）

1. すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
2. すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条（社会保障）

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

### 第 23 条

あなたには働く権利があります。仕事を自分で選ぶ権利もあります。自分が暮らしたり、家族のめんどうをみたりするのに必要な給料をもらう権利もあります。男でも、女でも、同じ仕事をしたら、もらえるお金も同じでなくてははいけません。働く人は、だれでも、自分たちの利益を守るために、みんなで集まる権利があります。

### 第 24 条

どんな人でも休む権利があるので、1日のうち働く時間が長すぎるのはおかしいです。給料をもらいながら、定期的に休かをとれなくてははいけません。

### 第 25 条

あなたは、自分や家族が病気になったり、おなかのすいたり、着るものや住む所がなかったりしないように、必要なものを手に入れる権利があります。仕事がなかったり、病気になったり、年をとったり、妻や夫が死んだり、どうしても自分だけではやっていけない理由が何かあったりする場合は、助けてもらえます。

あかちゃんが生まれそうなおかあさんや、生まれたあかちゃんは、特別に手伝ってもらったり、助けてもらったりできます。生まれた子どもは、おかあさんが結婚しているかとは関係なく、

### 第 23 条 (勤労の権利)

1. すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

### 第 24 条 (休息, 余暇)

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

### 第 25 条 (生活の保障)

1. すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。



みんな同じ権利を持っています。

#### 第 26 条

あなたには学校に行く権利があります。だれでも学校に行くことができないとおかしいです。小学校に行くのはただでなければなりません。働くための勉強をしたり、もっと上の学校に行きたいときには行けなければなりません。学校では、自分の持って生まれたものを全部育てるようにできなければおかしいです。人種や、宗教や、どの国から来たかと関係なく、いろいろな人と仲よくできるように教わらないとおかしいです。あなたの親は、あなたが学校で何をどう教わるかを選ぶ権利があります。

#### 第 27 条

あなたは自分の社会で芸術や科学を楽しむ権利があります。芸術や科学が役に立つときには利用する権利もあります。あなたが芸術家や作家や科学者として仕事をしたら、その仕事はあなたのものとして守られなくてはおかしいし、その仕事をしたことでもいいことがあるようにできないとおかしいです。

#### 第 28 条

あなたの権利を守るためには、守れる力のある仕組がなくてはなりません。この仕組は、町や村のものと世界のものと両方ないとおかしいです。

#### 第 26 条 (教 育)

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第 27 条 (文 化)

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第 28 条 (社会的国際的秩序)

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

### 第 29 条

あなたには世の中を自分もいちばん自分らしく成長していける場所にしていくための義務があります。法律は人権をほしょうしていないとおかしいです。法律は、どんな人でも、ほかの人を尊重し、ほかの人から尊重されることができるようになっていないといけません。

### 第 30 条

世界のどこにいても、どんな社会も、どんな人間も、今までずっと読んできた権利をだいなしにするようなことをしてはぜったいにいけません。

### 第 29 条（社会に対する義務）

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

### 第 30 条（権利と自由に対する破壊的活動）

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

この他、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)や「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)を利用して活動を行ってもよいでしょう。また例えば、年下の子どもたちに各条ごとに説明するという想定で考えてみてもよいでしょう。

### (c) 子どもの権利

子どもたちは、ただ人間にとってというより、若い人、子どもとしての自分たちに特に関係する権利や責任について考えてみたいかも知れません。その人間がたまたま「子ども」であるがゆえに、してはならないこと、してあげなくてはならないこととは何でしょうか。国連の「児童の権利宣言」(1959年)は、この問題について、いくつかの基本的な基準を定めています。

「世界人権宣言」と同様に、簡単な言葉の要約を条文ごとに並べました。

#### 簡素な文

##### 第1条

すべての子どもは、人種、はだの色、性別、ことば、宗教、意見、どこで生まれたか、だれの子どもかにかかわらず、この憲章のすべてに対して権利があります。

##### 第2条

子どもであるあなたは、あたりまえの健康な形で、自由に、尊厳をもって肉体的にも精神的にも成長し、発展するための、特別な権利があります。

#### 児童の権利宣言(1959年)

##### 第1条

児童は、この宣言に掲げるすべての権利を享有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又はその家族について、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地もしくは他の地位のため差別を受けることなく、平等に前記の権利を享有することができる。

##### 第2条

児童は、特別の保護を受けるものとし、また、児童は、健康なかつ正常な方法で及び自由なかつ尊厳のある条件で身体的、精神的、道徳的及び社会的に発展することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えなければならない。この目的のために法律を制定するに当っては、児童の最大の福祉について、最高の考慮が払われなければならない。

### 第3条

子どもであるあなたは、自分の名まえを持ち、どこかの国の国民である権利があります。

### 第4条

子どもであるあなたは、栄養のあるたべもの、きちんと住める場所、十分な医療がなくて困ることのないよう、特別な待遇と保護を受ける権利があります。

### 第5条

子どもであるあなたは、もしなんらかの障害がある場合は、特別な待遇を受ける権利があります。

### 第6条

子どもであるあなたは、愛され、理解される権利があります。親や家族がそうできない場合には、政府に責任があります。

### 第3条

児童は、その出生の時から姓名及び国籍を有する権利を有する。

### 第4条

児童は、社会保障の給付を受けるものとする。児童は、健康に成長し、かつ、発展する権利を有する。この目的のため、児童及びその母には、産前産後の適当な養護を含む特別の養護及び保護を与えなければならない、児童は、適当な栄養、住家、レクリエーション及び医療給付を受ける権利を有する。

### 第5条

身体的、精神的又は社会的に障害のある児童には、その特殊な事情により必要とされる特別の療養、教育及び保護を与えなければならない。

### 第6条

児童は、その人格の完全なかつ調和した発展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、可能なときはいつでも、その両親の保護及び責任の下に成長し、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的及び物質的保障とのある環境の下に成長しなければならない。幼児は、例外的な事情の場合を除き、その母から引離してはならない。社会及び公共機関は、家族のない児童及び適当な扶養手段の受けられない児童に対しては特別の保護を与える義務を有するものとする。大家族に属する児童の扶養については、国による負担その他の援助が望ましい。

## 第7条

子どもであるあなたは、ただで学校に通う権利、遊ぶ権利、自分を伸ばし人のために何かしたり、責任を持って行動したりできる存在になれるよう、学ぶ権利があります。

あなたの親は、あなたが教育を受け助言を得られるようにする特別な責任があります。

## 第8条

子どもであるあなたは、先に助けてもらう権利があります。

## 第9条

子どもであるあなたは、残酷な行為や搾取から守られる権利があります。例えば、身体や心の成長を妨げるような仕事は、しなくてよいのです。

子どもであるあなたは、最低年齢に達するまでは、働くべきではありません。あなたの健康や、身体と心の成長が妨げられるような場合には、働いてはなりません。

## 第7条

児童は、少なくとも基礎的段階においては無償でかつ義務的な教育を受ける権利を有する。児童には、その一般的教養を向上させ、機会均等の原則に基づいてその能力、個人的判断、道徳感及び社会的責任感を発達させ並びに社会の有用な一員となりうるような教育を受けさせなければならない。

児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最大の福祉をその指導の原則としなければならない。その責任には、まず第一に両親にあるものとする。

児童は、教育と同じ目的に向けられるべき遊戯及びレクリエーションの十分な機会を持つことができる。社会及び公共機関は、この権利の享有を促進するため努力しなければならない。

## 第8条

児童は、あらゆる環境にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の範囲にあるものとする。

## 第9条

児童は、怠慢、残虐及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても売買の対象にされてはならない。

児童は、特定の最低年齢に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、その健康及び教育を害し、又はその身体的、精神的又は道徳的発達を妨げる職業又は雇用において、就業させられ又は就業することを許されてはならない。

## 第10条

子どもであるあなたは、平和について、理解することについて、いろいろなちがいを認める広い心と、すべての人と仲よくすることについて、教わることがなくてはなりません。

## 第10条

児童は、人種的、宗教的その他の形態での差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、忍耐、人との間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、自己の力及び才能は自己の同胞のために捧げるべきものであるという趣旨の十分な自覚の下に、教育されなければならない。

子どもの権利について、テレビ広告が行われている国もあります。自分たちで、そういう広告を考えてみるとおもしろいでしょう。グループに分かれて、広告を劇にして、クラスで発表してもおもしろいでしょう。

ユニセフの支部には、ポスターなど、授業に利用できるものがあるかも知れません。代表部の住所は以下の通りです。

Development Education Unit, UNICEF

866 United Nations Plaza, 6th Floor,

New York, New York 10017, USA

### (d) 結びつきを見てみよう

授業の際に輪になって座るようにして下さい。これまでの三つのうちのどの授業でもかまいません。グループごとに輪になってもいいですし、クラス全体でひとつの輪になってもいいでしょう。ひとつの輪にひとつ、ひもの玉を渡して下さい。最初に発言する子どもがひもの端を持ち、次の子が発言するときには、ひものを繰り出しながら玉を渡します。その次の子が発言するときには、今の子は、ひもは持ったまま、玉を渡します。このように、だれかが発言するたびに、ひもの玉がほどけてゆくようにして続けます。

そのうちに、みんなの間のひもはクモの巣のようになってしまいます。自分の意見をはっきり言う子と言わない子では、ひもが手元に来た回数が違うので、ひもの様子から話し合いのパターンもわかります。